

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助金交付契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>2×前項の規定により甲がこの契約を解除することが×できる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合×とする。</p> <p>×(1)×天災地変その他この契約締結後生じた事情の××変更により補助事業を継続する必要がなくなった××<u>場合</u></p> <p>×(2)×乙が補助事業を遂行するため必要な何々その××他の手段を使用することができないこと又は補助××事業に要する経費のうち補助金によって賄われる××部分以外の部分を負担することができないことそ××の他の理由により補助事業を遂行することができ××なくなった<u>場合</u></p> <p>×(3) [略]</p> <p>第6×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合に×は、この契約の全部又は一部を解除することがある。</p> <p>×(1)×地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第××2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若し××くは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み××、又は第3第1項の規定による甲の指示に従わな××<u>かった場合</u></p> <p>×(2)×補助金を補助事業以外の用途に使用した<u>場合</u></p> <p>×(3)×不正の手段により補助金の交付を受けた<u>場合</u></p> </div>	<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助金交付契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>2×前項の規定により甲がこの契約を解除することが×できる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合×とする。</p> <p>×(1)×天災地変その他この契約締結後生じた事情の××変更により補助事業を継続する必要がなくなった××<u>とき</u>。</p> <p>×(2)×乙が補助事業を遂行するため必要な何々その××他の手段を使用することができないこと又は補助××事業に要する経費のうち補助金によって賄われる××部分以外の部分を負担することができないことそ××の他の理由により補助事業を遂行することができ××なくなった<u>とき</u>。</p> <p>×(3) [略]</p> <p>第6×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合に×は、この契約の全部又は一部を解除することがある。</p> <p>×(1)×地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第××2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若し××くは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み××、又は第3第1項の規定による甲の指示に従わな××<u>かったとき</u>。</p> <p>×(2)×補助金を補助事業以外の用途に使用した<u>とき</u>。</p> <p>×(3)×不正の手段により補助金の交付を受けた<u>とき</u>。</p> <p>×(4)×次のいずれかに該当する<u>とき</u>。</p> <p><u>××ア×役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙×××が法人である場合にはその役員又はその支店若×××しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、×××事業所等を代表する者をいう。以下この号におい×××て同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止</u></p> </div>

×(4)×その他この契約に違反した場合

2 [略]

第7 [略]

第8×乙は、第7の規定により補助金を返還する場合に×は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ×、当該補助金の額（その一部を納付した場合における×その後の期間については、既納額を控除した額）につ×き年何パーセントの割合で計算した加算金を甲に納×付するものとする。

第9×乙は、第7の規定により補助金を返還しなければ×ならない場合において、これを甲の定める納期日まで

×××等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この×××号において「暴力団対策法」という。）第2条第×××6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい×××う。）であると認められるとき。

××イ×暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する×××暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経×××営に実質的に関与していると認められるとき。

××ウ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の×××利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をも×××って、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認め×××られるとき。

××エ×役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等×××の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的×××に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与×××していると認められるとき。

××オ×役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難×××されるべき関係を有していると認められるとき。

××カ×補助事業を遂行するため必要な物品の購入契×××約その他の契約に当たり、その相手方がアからオ×××までのいずれかに該当することを知りながら、当×××該相手方と契約を締結したと認められるとき。

××キ×乙がアからオまでのいずれかに該当する者を×××物品の購入契約その他の契約の相手方としてい×××た場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙×××に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

×(5)×その他この契約に違反したとき。

2 [略]

第7×乙は、補助事業の実施に当たって、暴力団又は暴×力団員による不当な要求又は妨害を受けた場合は、甲×に報告するとともに警察官に通報しなければならな×い。

第8 [略]

第9×乙は、第8の規定により補助金を返還する場合に×は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ×、当該補助金の額（その一部を納付した場合における×その後の期間については、既納額を控除した額）につ×き年何パーセントの割合で計算した加算金を甲に納×付するものとする。

第10×乙は、第8の規定により補助金を返還しなければ×ならない場合において、これを甲の定める納期日まで

×に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日×までの日数に応じ、その未納付の額につき年何パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものと×する。

第10 [略]

第11 [略]

第12 [略]

[略]

注1 [略]

- 2 第8に記載する加算金及び第9に記載する延滞金の額は、原則として10.95パーセントとすること。
- 3 補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項に規定する間接補助金等であるときは、第8中「当該補助金の額」とあるのは「当該補助金のうち国費分に相当する額を除いた額」とすること。
- 4 第10に記載する保存期間は、原則として5年間とすること。

## (2) 委託契約の場合

[略]

第1×乙は、甲の定めた別紙何々（何々事業計画書）に×より、何々（以下「委託事業」という。）を誠実に実×施し、甲は、その費用として、委託料何円を支払う。

第2 [略]

×に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日×までの日数に応じ、その未納付の額につき年何パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものと×する。

第11 [略]

第12 [略]

第13 [略]

[略]

注1 [略]

- 2 第9の加算金及び第10の延滞金の額の計算に係る割合は、原則として10.95パーセントとすること。
- 3 補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項に規定する間接補助金等であるときは、第9中「当該補助金の額」とあるのは「当該補助金のうち国費分に相当する額を除いた額」とすること。
- 4 第11に記載する保存期間は、原則として5年間とすること。
- 5 必要に応じて見出しを付けること。

## (2) 委託契約の場合

[略]

第1×乙は、甲の定めた別紙何々（何々事業計画書）に×より、何々（以下「委託事業」という。）を誠実に実×施し、甲は、その費用として、委託料何円（うち取引×に係る消費税及び地方消費税の額何円）を支払う。

第2×委託期間は、何々年何月何日から何々年何月何日×までとする。

第3×契約保証金は、何円とする。

第4 [略]

第5×乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第×三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、×あらかじめ甲の承諾を得た場合、並びに信用保証協会×法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会×及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350×号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲×渡する場合にあっては、この限りでない。

2×前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲×の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（×平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知×を行った時点で生じるものとする。

第3 [略]

第4×甲は、第3第1項の規定による書類を受理した場合において、委託事業の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 [略]

第5 [略]

第6×甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

×(1)×天災地変その他この契約締結後に生じた事情××の変更により、委託事業の実施を継続する必要がなくなった場合

×(2)×乙が委託事業を実施することができなくなった場合

×(3)×何々・・・・・・・・・・・・・・・・

第7×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

×(1)×地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第

第6×乙は、委託事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第7×甲は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2×前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第8 [略]

第9×甲は、第8第1項の規定による書類を受理した場合において、委託事業の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 [略]

3×第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第10×委託事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第11 [略]

第12×甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年何パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第13×甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払（第11の規定による前金払を含む。）を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年何パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第14×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

×(1)×地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第

×× 2 項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若し  
××くは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み  
××、又は第 2 若しくは第 4 第 1 項の規定による甲の指  
××示に従わなかった場合

×(2)×不正の手段により委託料の支払を受けた場合

×(3)×その他この契約に違反した場合

×× 2 項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若し  
××くは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み  
××、又は第 4 若しくは第 9 第 1 項の規定による甲の指  
××示に従わなかったとき。

×(2)×不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

×(3)×次のいずれかに該当するとき。

××ア×役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙  
×××が法人である場合にはその役員又はその支店若  
×××しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、  
×××事業所等を代表する者をいう。以下この号におい  
×××て同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防  
×××止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下  
×××この号において「暴力団対策法」という。）第 2  
×××条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員  
×××」という。）であると認められるとき。

××イ×暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する  
×××暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経  
×××営に実質的に関与していると認められるとき。

××ウ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の  
×××利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をも  
×××って、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認め  
×××られるとき。

××エ×役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等  
×××の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的  
×××に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与  
×××していると認められるとき。

××オ×役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難  
×××されるべき関係を有していると認められるとき。

××カ×委託事業を実施するため必要な物品の購入契  
×××約その他の契約に当たり、その相手方がアからオ  
×××までのいずれかに該当することを知りながら、当  
×××該相手方と契約を締結したと認められるとき。

××キ×乙がアからオまでのいずれかに該当する者を  
×××物品の購入契約その他の契約の相手方としてい  
×××た場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙  
×××に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず  
×××ず、乙がこれに従わなかったとき。

×(4)×その他この契約に違反したとき。

2×前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、  
×乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする  
×。

2 [略]

第8×乙は、第7の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第9×乙は、第8の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日まで×に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日×までの日数に応じ、その未納付の額につき年何パー×セントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

第10 [略]

第11 [略]

[略]

注1 第9に記載する延滞金の額は、原則として3.1パーセントとすること。

2 第10に記載する保存期間は、原則として5年間とすること。

(3) 不動産売買契約の場合

[略]

第2×売買代金は、何円とする。

3 [略]

第15×乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴×力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨×害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通×報しなければならない。

第16×乙は、第14の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第17×乙は、第16の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日まで×に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日×までの日数に応じ、その未納付の額につき年何パー×セントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第18×乙は、委託事業の実施に当たって知り得た秘密を×他人に漏らしてはならない。

第19 [略]

第20 [略]

[略]

注1 契約保証金を免除する場合は、第3中「何円」とあるのは、「免除」とすること。

2 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項の中小企業者以外の者である場合は、第5第1項ただし書及び第2項の規定の記載を要しないこと。

3 第12の違約金並びに第13及び第17の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として3.1パーセントとすること。

4 契約保証金を免除した場合は、第14第2項は、「前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の何に相当する額を甲に納付するものとする。」と記載すること。この場合において、損害賠償の額の計算に係る割合は、100分の5以上とすること。

5 第19に記載する保存期間は、原則として5年間とすること。

6 必要に応じて見出しを付けること。

(3) 不動産売買契約（買受け）の場合

[略]

第2×売買代金は、何円（うち取引に係る消費税及び地

[略]

第4 [略]

第5 [略]

2×前項の規定に基づいて、甲が契約を解除したときは、乙は、既に支払を受けた金銭の3倍に相当する額の×金銭を違約金として甲に支払うものとする。

第6 [略]

第7 [略]

[略]

注 この例式に掲げるもののほか、必要に応じて会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第109条第2項に規定する事項についても定めること。

×方消費税の額何円）とする。

[略]

第4 [略]

第5×乙は、この契約締結後、契約物件を第三者に譲渡×し、契約物件について所有権以外の権利を設定し、又×は契約物件に他の物件等を設置してはならない。

第6 [略]

2×前項の規定に基づいて甲が契約を解除したときは、×乙は、既に支払を受けた金銭の3割に相当する額の金×金を違約金として甲に支払うものとする。

第7 [略]

第8×この契約に関し、甲の責めに帰すことができない×事由により第三者から異議の申し出があったときは、×乙の責任において解決するものとする。

第9×契約物件についての公租公課は、所有権の移転登×記の完了後であっても、乙が義務者として課されると×きは、乙が負担する。

第10 [略]

[略]

注1 この例式に掲げるもののほか、必要に応じて会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第109条第2項に規定する事項についても定めること。

2 必要に応じて見出しを付けること。

#### (4) 不動産売買契約（売渡し）の場合

×××不動産（何々）売買契約書

×岩手県（以下「甲」という。）と何々（以下「乙」という。）とは、不動産の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1×甲は、末尾に表示する物件（以下「契約物件」と×という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受けた×。

第2×売買代金及び契約保証金は、次のとおりとする。  
×(1)×売買代金×何円（うち取引に係る消費税及び地××方消費税の額何円）

×(2)×契約保証金×何円

第3×乙は、売買代金及び契約保証金を甲の定めると×ろにより納付しなければならない。

2×甲は、乙が売買代金の全部又は一部を納期限までに×納付しないときは、直ちにこの契約を解除し、又は納×期限の翌日から売買代金の完納の日までの日数に応×じ、当該未納付の額につき年何パーセントの割合で計

×算した額の遅延利息を納付させることができる。

第4×乙は、売買代金の支払を完了した後でなければ、

×契約物件の引渡しを甲に申し出ることができない。

2×契約物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了し

×た時に、甲から乙に移転するものとする。

3×契約物件は、前項の規定によりその所有権が移転し

×た時に、甲から乙に対し現状のまま引渡しがあったも

×のとする。

第5×乙は、第4第2項の規定により契約物件の所有権

×が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し

×所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、乙の請

×求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するもの

×とする。

2×所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする

×。

第6×本契約締結の日から契約物件の引渡しの日まで

×の間において、甲の責めに帰すことができない事由に

×より契約物件に滅失、毀損等の損害が生じたときは、

×その損害は、乙が負担する。

第7×乙は、この契約の締結の日から5年を経過するま

×での間、契約物件を風俗営業等の規制及び業務の適正

×化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第

×1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風

×俗関連特殊営業その他これらに類する業又は岩手県

×暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条

×第6号に規定する暴力団事務所（以下「暴力団事務所

×」という。）の用に供してはならない。

2×乙は、契約物件を暴力団事務所の用に供したときは

×、売買代金の3割に相当する額の金銭を違約金として

×甲に支払わなければならない。

3×乙が、契約物件を暴力団事務所の用に供した事実が

×判明したときは、甲は、催告をすることなく契約を解

×除し、又は契約物件の買戻しをすることができる。

第8×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合に

×は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

×(1)×役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙

××が法人である場合にはその役員又はその支店若し

×××は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業

××所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団

××員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

××年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第

××2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」  
××という。）であると認められるとき。

×(2)×暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する  
××暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営  
××に実質的に関与していると認められるとき。

×(3)×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の  
××利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつ  
××て、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められ  
××るとき。

×(4)×役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等  
××の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に  
××暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与して  
××いると認められるとき。

×(5)×役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難  
××されるべき関係を有していると認められるとき。

×(6)×その他この契約に違反したとき。

2×前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、  
×乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする  
×。

第9×この契約により難い事情が生じたとき、又はこの  
×契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するも  
×のとする。

×この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙  
記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする  
。

××何々年何月何日

岩手県

代表者 岩手県知事 氏 名 〇×

住所

氏 名 〇×

(法人にあつては、その名称及び  
代表者の氏名)

×物件の表示

×(1)×何々

×(2)×何々

×(3)×何々

注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、  
原則として年3.1パーセントとすること。

2 この例式に掲げるもののほか、必要に応じて会計  
規則第109条第2項に規定する事項についても定め  
ること。

(4) 物品売買契約の場合

[略]

第2×契約金額は、何円とする。

[略]

第10×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は

×、この契約の全部又は一部を解除することがある。

×(1)×乙が、期限内に契約を履行しないとき、又は  
××履行の見込みがないと認められる場合

×(2)×乙から契約解除の申出があった場合

×(3)×乙が契約の履行について不正の行為をした場

××合

×(4)×その他乙又はその代理人がこの契約に違反し  
××た場合

2×前項の規定によって契約を解除したときは、乙の

3 必要に応じて見出しを付けること。

(5) 物品売買契約の場合

[略]

第2×契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。

×(1)×契約金額×何円(うち取引に係る消費税及び地  
××方消費税の額何円)

×(2)×契約保証金×何円

[略]

第10×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合に

×は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

×(1)×乙が、期限内に契約を履行しないとき、又は  
××履行の見込みがないと認められるとき。

×(2)×乙から契約解除の申出があったとき。

×(3)×乙が、契約の履行について不正の行為をした  
××とき。

×(4)×次のいずれかに該当するとき。

××ア×役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙  
×××が法人である場合にはその役員又はその支店若  
×××しくは常時契約を締結する権限を有する事務所  
×××、事業所等を代表する者をいう。以下この号にお  
×××いて同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防  
×××止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下こ  
×××の号において「暴力団対策法」という。)第2条  
×××第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」と  
×××いう。)であると認められるとき。

××イ×暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する  
×××暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経  
×××営に実質的に関与していると認められるとき。

××ウ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の  
×××利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をも  
×××って、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認め  
×××られるとき。

××エ×役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等  
×××の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的  
×××に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与  
×××していると認められるとき。

××オ×役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難  
×××されるべき関係を有していると認められるとき。

×(5)×その他乙又はその代理人が、この契約に違反  
××したとき。

2×前項の規定によって甲がこの契約を解除したとき

×納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。契約保証金を納入していないときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

第11 [略]

2×前項ただし書の規定に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により出納長に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 [略]

第12 [略]

[略]

注1 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項の中小企業者以外の者である場合は、第11第1項ただし書及び第11第2項の規定の記載を要しないこと。

2 [略]

(5) 不動産賃貸借契約の場合

[略]

第3×契約物件の貸借料は、年額何円とする。ただし、貸借期間が1年未満の場合は、月割計算とし、その期間が1月未満の場合は、日割計算とする。

2×貸借料は、貸借の期間が1年を経過するごとにその年額を（貸借期間満了後）、乙の請求により支払うものとする。

×は、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第11×乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第12 [略]

2×前項ただし書の規定に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 [略]

第13 [略]

[略]

注1 契約保証金を免除する場合は、第2第2号中「何円」とあるのは、「免除」とすること。

2 契約保証金を免除した場合は、第10第2項は、「前項の規定によって甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の何に相当する額を甲に納付するものとする。」と記載すること。この場合において、損害賠償の額の計算に係る割合は、100分の5以上とすること。

3 契約の相手方が、中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者以外の者である場合は、第12第1項ただし書及び第2項の規定の記載を要しないこと。

4 [略]

5 必要に応じて見出しを付けること。

(6) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

第3×契約物件の貸借料は、何円（うち消費税及び地方消費税の額何円）とする。

2×貸借料は、乙の請求により支払うものとする。

3×甲は、貸借料の全部又は一部をその支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数

第4 [略]

第5 [略]

第6 [略]

[略]

×に応じ、当該未納付の額につき年何パーセントの割合  
×で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

第4 [略]

第5 ×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合に

×は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

×(1) ×役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙  
××が法人である場合にはその役員又はその支店若し  
×××は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業  
××所等を代表する者をいう。以下同じ。)が、暴力団  
××員による不当な行為の防止等に関する法律(平成  
××3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)  
××第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員  
××」という。)であると認められるとき。

×(2) ×暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する  
××暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営  
××に実質的に関与していると認められるとき。

×(3) ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の  
××利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつ  
××て、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められ  
××るとき。

×(4) ×役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等  
××の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に  
××暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与して  
××いると認められるとき。

×(5) ×役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難  
××されるべき関係を有していると認められるとき。

×(6) ×その他この契約に違反したとき。

第6 ×甲は、貸借期間が満了したとき、又はこの契約を  
×解除したときは、契約物件を乙に速やかに返還するも  
×のとする。

第7 [略]

第8 [略]

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、  
原則として年3.1パーセントとすること。

2 この例式に掲げるもののほか、必要に応じて会計  
規則第109条第2項に規定する事項についても定め  
ること。

3 必要に応じて見出しを付けること。

(7) 不動産賃貸借契約(貸付け)の場合

×××不動産賃貸借契約書

×岩手県（以下「甲」という。）と何々（以下「乙」という。）とは、不動産の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1×甲は、乙に対し、末尾に表示する物件（以下「契約物件」という。）を何々として貸し付けるものとし、乙は、これを借り受けるものとする。

第2×貸借期間は、何々年何月何日から何々年何月何日×までの何年間（何々）とする。

第3×契約物件の貸借料は、何円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額何円）とする。

2×貸借料は、甲の定める方法により支払うものとする。

3×乙は、貸借料の全部又は一部をその支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数×に応じ、当該未納付の額につき年何パーセントの割合×で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第4×乙は、契約物件を善良な管理者の注意をもって使用し、及び管理しなければならない。

第5×甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

×(1)×乙が、貸借料の全部又は一部を滞納したとき。

×(2)×甲が、契約物件を公用又は公共用に供する必要××が生じたとき。

×(3)×乙が、故意又は過失により契約物件を滅失し、××毀損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変更××したとき。

×(4)×乙が、契約物件を第三者に転貸し、又は担保に××供したとき。

×(5)×乙が、建物又は工作物を新設し、又は増築し、××改築し、若しくは移築したとき。

×(6)×乙が、次のいずれかに該当するとき。

××ア×役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙×××が法人である場合にはその役員又はその支店若×××しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、×××事業所等を代表する者をいう。以下この号において×××て同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止×××等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この×××号において「暴力団対策法」という。）第2条第×××6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい×××う。）であると認められるとき。

××イ×暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する

×××暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経  
×××當に実質的に関与していると認められるとき。

××ウ×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の  
×××利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をも  
×××って、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認め  
×××られるとき。

××エ×役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金  
×××等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極  
×××的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関  
×××与していると認められるとき。

××オ×役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難  
×××されるべき関係を有していると認められるとき。

×(7)×その他この契約に違反したとき。

2×前項第3号及び第5号の規定は、その原因又は行為  
×が乙の代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人  
×等」という。)の行為による場合についても適用する  
×ものとする。

第6×甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙  
×に対し、契約物件の原状への回復又は損害賠償の請求  
×をすることができる。

×(1)×乙が、故意又は過失により契約物件を滅失し、  
××毀損し、汚損し、若しくは荒廃し、又は原形を変更  
××したとき。

×(2)×乙が、建物又は工作物を新設し、又は増築し、  
××改築し、若しくは移築したとき。

×(3)×前2号に掲げるもののほか、乙の責めに帰すべ  
××き事由により契約物件その他甲の所有に属する物  
××件に損害が生じたとき。

2×前項の規定は、その原因又は行為が乙の代理人等の  
×行為による場合についても適用するものとする。

3×第1項第3号の場合において、乙が損害の賠償を免  
×れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己  
×の責めに帰すものでないことを証明しなければなら  
×ない。

第7×乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴  
×力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨  
×害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通  
×報しなければならない。

第8×乙は、貸借期間が満了した場合又はこの契約を解  
×除された場合は、契約物件を甲の指定する期限までに  
×返還しなければならない。

2×乙は、甲に対し前項の期限までに契約物件を返還し  
×ない場合は、その翌日から返還の日までの日数に応じ  
×、貸借料につき年何パーセントの割合で計算した違約  
×金を甲の定める方法により支払わなければならない。

第9×乙は、契約物件を継続して借り受けようとする場  
×合は、貸借期間満了の日の何日前までに何々継続借受  
×申請書（様式第何号）を甲に提出しなければならない  
×。

第10×この契約により難い事情が生じたとき、又はこの  
×契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するも  
×のとする。

×この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙  
記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする  
。

××何々年何月何日

岩手県

代表者 岩手県知事 氏 名 国×

住所

氏 名 国×

（法人にあつては、その名称及び  
代表者の氏名）

×物件の表示

×(1)×何々

×(2)×何々

×(3)×何々

注1 第3第3項の遅延利息及び第8第2項の違約金の  
額の計算に係る割合は、原則として年3.1パーセント  
とすること。

2 この例式に掲げるもののほか、必要に応じて会計  
規則第109条第2項に規定する事項についても定め  
ること。

3 必要に応じて見出しを付けること。

#### (8) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

×××何々賃貸借契約書

×岩手県（以下「甲」という。）と何々（以下「乙」と  
いう。）とは、何々の賃貸借について、次のとおり契約  
を締結する。

第1×乙は、甲に対し、その所有に係る末尾に表示する  
×物件（以下「契約物件」という。）を貸し付けるもの  
×とし、甲は、これを借り受けるものとする。

第2×貸借期間は、何々年何月何日から何々年何月何日

×までとする。

第3×貸借料は、何円（うち取引に係る消費税及び地方  
×消費税の額何円）とし、その内訳は、次のとおりとす  
×る。

×(1)×何々年度×何円

×(2)×何々年度×何円

×(3)×何々

第4×契約保証金は、何円とする。

第5×甲は、乙から貸借料に係る正当な請求書の提出が  
×あったときは、当該書類を受領した日から起算して30  
×日以内に貸借料を支払わなければならない。

第6×乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三  
×者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保  
×の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の  
×承諾を得た場合は、この限りでない。

第7×乙は、甲の指定するところにより契約物件を納入  
×するものとする。

2×契約物件の納入に要する費用は、乙の負担とする。

第8×乙は、契約物件を納入したときは、その旨を甲に  
×通知し、甲は、その通知を受けた日から起算して10  
×日以内に検査するものとする。

2×検査のために必要な費用は、乙の負担とする。

第9×甲は、契約物件を善良な管理者の注意をもって使  
×用し、及び管理しなければならない。

第10×乙は、契約物件が常に正常に稼働できるよう、乙  
×の負担において保守を行うものとする。

第11×甲は、自己の責めに帰すべき事由により、貸借料  
×の全部又は一部の支払を遅延した場合においては、乙  
×に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき貸  
×借料につき年何パーセントの割合で計算した額の遅  
×延利息を支払わなければならない。

第12×甲は、乙がこの契約を履行しなかった場合は、遅  
×延日数に応じ、貸借料につき年何パーセントの割合で  
×計算した違約金を徴収することがある。

第13×貸借の処理に関し発生した損害（第三者に及び  
×した損害を含む。）は、乙が負担するものとする。た  
×だし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によ  
×る場合は、この限りでない。

第14×乙は、貸借期間中における契約物件の隠れた瑕疵<sup>かし</sup>  
×について、担保責任を負うものとする。

第15×天災地変その他の不可抗力により契約物件が滅

×失又は毀損したことにより使用不能となったときは、  
×乙は、速やかにその回復措置を講じ、又は代替品を提  
×供しなければならない。この場合において、当該回復  
×措置又は当該代替品の納入に要する経費は、乙の負担  
×とする。

2×前項の規定による回復措置又は代替品の提供が不  
×可能であるときは、この契約は終了したものとみなす  
×。この場合において、契約の終了により生じる損害は  
×、乙の負担とする。

第16×甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の  
×当該金額について減額又は削除があった場合は、こ  
×の契約を解除することがある。

2×甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には  
×、この契約の全部又は一部を解除することがある。

×(1)×役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙  
××が法人である場合にはその役員又はその支店若し  
×××は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業  
××所等を代表する者をいう。以下同じ。)が、暴力団  
××員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3  
××年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法  
××」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以  
××下「暴力団員」という。)であると認められるとき  
××。

×(2)×暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する  
××暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営  
××に実質的に関与していると認められるとき。

×(3)×役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の  
××利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつ  
××て、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められ  
××るとき。

×(4)×役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等  
××の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に  
××暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与して  
××いると認められるとき。

×(5)×役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難  
××されるべき関係を有していると認められるとき。

×(6)×乙が前各号のいずれかに該当する者を物品の  
××購入契約その他の契約の相手方としていた場合に  
××、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもか  
××かわらず、乙がこれに従わなかったとき。

×(7)×その他この契約に違反したとき。

第17×乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴  
×力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨  
×害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通  
×報しなければならない。

2×前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、  
×乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする  
×。

第18×乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を  
×他人に漏らしてはならない。

第19×この契約により難い事情が生じたとき、又はこの  
×契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するも  
×のとする。

×この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙  
記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする  
。

××何々年何月何日

岩手県

代表者 岩手県知事 氏 名 国×

住所

氏 名 国×

(法人にあつては、その名称及び

代表者の氏名)

×物件の表示

×(1)×何々

×(2)×何々

×(3)×何々

注1 契約保証金を免除する場合は、第4中「何円」と  
あるのは、「免除」とすること。

2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係  
る割合は、原則として年3.1パーセントとすること。

3 契約保証金を免除した場合は、第17第2項は、「  
前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、  
乙は、損害賠償として契約金額の100分の何に相当す  
る額を甲に納付するものとする。」と記載すること  
。この場合において、損害賠償の額の計算に係る割  
合は、100分の5以上とすること。

4 この例式に掲げるもののほか、必要に応じて会計  
規則第109条第2項に規定する事項についても定め  
ること。

5 必要に応じて見出しを付けること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。